

## 中世末期武家の五山文化継承

— 国宝上杉家文書『文鑑』の成立をめぐる一 —

川崎美穂

### 要旨

本稿は、中世末期に成立した『文鑑』（米沢市上杉博物館所蔵「国宝上杉家文書」）を対象に、その成立過程の分明を目指したものである。該書は、室町末期の臨濟宗妙心寺派の僧南化玄興（一五三八―一六〇四）が、戦国大名直江兼統（一五六〇―一六二〇）の所望により、慶長四年（一五九九）に書き贈ったとされる一書で、米沢に伝わる善本としてその重要性が認識されてきた。具体的には、南化が禅僧策彦周良（一五〇一―一五七九）の秘本から抄出した助字の解説及び室町末期の禅僧鉄叟景秀（一四九六―一五八〇）から聞書した内容、そして室町前期の禅僧江西竜派（一三七五―一四四六）の四六駢儷文の作法の抄出が記される。しかし、『文鑑』の引用母体に関する明確な比定はされてこなかった。このような現状を踏まえ、本稿ではまず、『文鑑』の書誌・識語・筆跡などの基本情報を整理し、ついで直江と南化の接点を確認した上で、本文の抄出元の再検討を行った。その結果、これまで「策彦和尚秘本」から抄出したと示す識語を根拠に、抄出元は『蠹測集』『策彦和尚筆記』『策彦四六図』のいずれかではないか、と推想されてきたが、実際には南化が関与した『卷而懐』（東京大学史料編纂所所蔵）、『四六彙解』、『蒲室集鈔』といった本と引用箇所が重なることを明らかにし、地方武家による五山僧の学問継承の実態を説明する上で重要な資料であると位置づけた。



## はじめに

室町幕府の庇護下で発達した五山文化は、抄物・五山版を介して学問を継承させ、学芸の中心として大いに栄えた。しかし、五山の影響を脱却し、儒学思想を中核に据えようとした徳川時代の到来により、終焉を迎えたとされる<sup>(1)</sup>。そうした中、中世末期の武家の間では、禅僧から五山の知が教授され、学問を修めた形跡がみとれる。この時期の武家、直江兼統(一五六〇～一六二〇)もその一人で、越後上杉氏の家宰として執政と文芸の両輪を担いながら、主に連歌・和漢聯句を介して、公家・連歌師・禅僧らと繋がりを保ち、上杉家内の文化水準を引き上げた<sup>(2)</sup>。

本稿で取り上げる米沢市上杉博物館蔵『文鑑』<sup>(3)</sup>は、そうした営為の所産である。該書は、室町末期の臨濟宗妙心寺派の僧南化玄興(一五三八～一六〇四)が、直江の所望により、慶長四年(一五九九)に書き贈ったとされる一書である。その内容からは、当時の五山僧の学問継承の一端が見出されるとされ、米沢に伝わる善本として重要性が認識されてきた<sup>(4)</sup>。しかしながら、成立過程は分明でなく、文学史上の位置づけには多くの課題が残る。先行研究では<sup>(5)</sup>、その成立に、室町期を代表する禅僧江西龍派(一三七五～一四四六)、月舟寿桂(?～一五三三)、策彦周良(一五〇一～一五七九)らの著作が関わりと想定されてきたが、それらの本文との比較検討には至っていない。

そこで本稿では、まず『文鑑』の書誌・識語などの基本情報を整理した上で、『文鑑』の本文に近い内容を有する『巻而懐』『四六彙解』などを用いて、本文生成過程の実態解明を目指す。さらに、直江が南化に『文鑑』を所望した意図と目的を考察し、中世末期から近世初期における五山文化継承の実態に迫りたい。

## 一、『文鑑』の書誌・構成

最初に『文鑑』の書誌と構成について確認する。

書誌は次の通りである。包背装の小本一冊の写本で、後装朽葉色無地表紙(縦一五・〇糎×横一一・〇糎)に、左肩後補題簽「文鑑」の外題が付される。内題はなく、料紙は楮紙である。本文は一面七行前後の墨付十五丁で、カナ交じりの漢文訓読文(返点・送仮名・堅点を付す)には、全丁にわたり、朱引と朱の句点が施される。識語は二ヶ所に見られ(以下、便宜的に識語A・識語Bと称す)、識語Aには「右、自策彦和尚秘本之中、抄出而書焉」(九丁ウ)、識語Bには「右、予禪定之餘、問取先輩而録之而、成小卷秘在匣中矣、依直江城州太守之所望、手書以投贈太守之麾下、/峯慶長四年、暮春日/虚白拙叟」(十二丁ウ)とある。後者から、本書成立の下限は少なくとも室町末期と見られるが、書写年次は近世初期と推定される。

続いて、書名と判型に検討を加える。書名は題簽の「文鑑」に拠ったが、成立当時の呼称であったかは不明である。しかし、寛政二年(一七九〇)刊行の「四六文鑑<sup>しよくぶんかん</sup>」をはじめ、「和漢文鑑<sup>わわかんぶんかん</sup>」(享保年間)、「本朝文鑑<sup>ほんちようぶんかん</sup>」などに<sup>⑥</sup>、いくつか用いられる例がある。これらの名を冠す本は、該書と同じく、四六駢儷文に関わる伝書であることから、漢詩(詩作・句)の文章規範という意を表す一般的な用語としてある程度、認識されていたのだろう。

すると、先に掲げた「文鑑」の書名を有する本はいずれも江戸期の刊行であることも鑑みれば、考察対象の『文鑑』の外題は後補の可能性が高い。ここで、「上杉家文書」九七一号『直江兼続軍法』(慶長十三〜元和五写)・九七二号『直

『江兼統秘伝集』(年次未詳)と該書を含めた三冊に着目する。これらは、判型、装訂、表紙色、題簽、朱書きの様態などが共通し、同時期に成立した一連の書と思しい(図版1)。軍法の写年を参考にすれば、少なくとも現在の装訂となったのは、中世末期ではなく江戸前期頃とみるべきであろう<sup>(7)</sup>。

【図版1】三書の表紙と各書本文冒頭(画像提供：米沢市上杉博物館)



『直江兼統文鑑』



『直江兼統軍法』



『直江兼統秘伝集』



なお、『文鑑』に用いられる判型は、携帯用の辞書類・雑俳書などに多く用いられる。該書も作詩に際しての利用が想定されたようで、実用的で簡便な大きさを目指したのであろう。後に詳述するが、確かに引用の源となる浩瀚な文章をかなり圧縮して抄出する。

さて、本書は六つの内容で構成される(\*①~⑥は後掲の【参考文献】内及び稿中の数字と対応する)。

①助字の作法「藤氏字訓助字問答略」(二丁オ〜六丁オ二行)、②詩序の作法「夫序者次序之語也」(六丁オ三行〜七

丁ウ)、③詩の作法「詩者有四法」(八丁オ〜九丁ウ六行)、識語A(九丁ウ七行〜十丁オ一行)、④「虚白就南禅鉄叟和尚問文法」(十丁オ二行〜十二丁オ)、識語B(十二丁ウ)、⑤「四六之法、十段、江西和尚ノ口伝」(十三丁オ〜十四丁ウ)、⑥「江西和尚蒲室四六講明口伝」(十五丁オ〜十五丁ウ)。以上の項目名から『文鑑』は、詩・句の創作にあたり必要となる作法の聞書・伝書から抄出した一書であることが明らかである。

## 二、成立の背景

### 二―一、識語の検討

ついで、成立にかかわる識語A・Bについて検討する。

まず識語Aは、③の直後に

右自策彦和尚秘本之中／抄出而書焉

とある。これによれば、①②③の抄出内容は「策彦和尚」、すなわち策彦周良の「秘本」から摘記されたことが判明する。彼は、戦国時代に二度の入明を果たし、武田信玄・織田信長など時の権力者との交渉を保ち活躍した禅僧である。彼の秘本から抄出した、とする識語を持つ本は他にも多数伝わり<sup>(8)</sup>、さらにそれらを転写したものを含めると、直ちに該書が策彦所持本から直接書写したと断ずることは憚られる。だが、少なくとも『文鑑』の内容の一部が策彦

の著作の系統を引くものであることが知られる。このことは、三節で詳述する。

次に識語Bは、④の直後に、

右予禪定之余問取先輩而／録之而成(i本)小卷秘在匣中矣／依直江城州太守之所望手／書(ii本)以投贈太守之麾下

皆慶長四年暮春日

虚白拙叟

とある。「予」とは、この識語を記した「虚白拙叟」のことで、「虚白」とは南化の別号である。

識語によると、南化が、座禅修行の合間に、学識を積んだ先学に問取した内容を記録した小卷（i本）を箱中に保管していたが、直江が所望したので、南化自身が手書して、直江に贈った（ii本）とある。該書は、（ii本）を直江がさらに写してまとめた（iii本）と推想され、これが『文鑑』（ii本）として現在に伝わるのだろう。

なお、慶長四年（一五九九）三月（暮春）に書写したとあるが、識語Bの記載場所は巻末ではなく、続く⑤⑥の内容にかからない。つまり該書がii本の段階から、さらに異なる時期に抄出・編集された可能性を示唆する。

ひとまず、識語Bは伝来の手がかりとはなるが、これを以って、ただちに本書の成立年と断ずることは出来ず、成立時期のおおよその目安とするに留まる内容とみる。

## 二二、直江兼続と南化玄興

では、①～④の内容を書写した教授者南化とその享受者直江の接点はどこにあったのか。

南化は、美濃国に生まれ、若年の時より京都五山の諸師に学んだ。元龜元年（一五七〇）には、五山林下の妙心寺に入寺し、快川紹喜（一五〇二～一五八二）に師事した。快川は策彦との交流もあつた人物である。

直江は、越後国上杉氏の家宰として、上杉謙信亡き後に家督を継いだ景勝を支えた。彼は、政治的な辣腕を振うのみならず、文芸を介した情報収集と人脈作りにも意欲的で、特に連歌・和漢聯句の興行に熱心であつた<sup>(9)</sup>。

このような、二人の接点が最初に見出されるのは、天正十六年（一五八八）に直江が景勝に従い、二度目の上洛を果たした時である。その時の状況が、「玄興」の鼎印が捺された天正十六年鈔本『古文真宝後集抄十卷』の序文に記される<sup>(10)</sup>。

城州刺史直江兼続公者北越／賢守上杉宰相景勝卿股肱良臣也／今茲当秀蕙之月、賢守心馭召赴京師赴、公亦隨之、  
 従童雲耶、従虎／風耶、公暇日、介于方袍君子、叩予之／禪扉、予挽而入書室、茶話移刻、／偶禪録中有先哲所  
 製之古文一鈔、／公一見而求瞻写焉、余諾矣、終借取／以不越月而功畢矣、信道業精勤、／行成于思也矣、余聞  
 公之尽忠於／仕官聞、黽勉蚤夜加旃国家之事、無／大小集而一之人、不厭其任重若然従／総百官、集于一官、非  
 幸宜也、有行／余則唯傾心於詩文道、不染目者名／利塵（後略）

（二五八八）  
 天正戊子八月初吉

前花園視篆岐陽南化道人虚白室下（朱印）

傍線部からは、直江が一月を経ない内に南化の所持本を書写した熱心さが賞賛される。この時、直江二十九歳、南化五十歳の邂逅であった。なお、直江が『古文真宝後集』の注釈書を求めた理由に、この時期に興じていた和漢聯句との関係が推想される。この文芸は、漢句五文字に前後の句と機知に富んだ連続性を凝縮する技量が求められ、その際、中国の故事・詩の知識が不可欠となる。そこで、中国戦国時代から北宋の時代までの韻文・散文の名文を集めたこの書物を得て漢句創作の手がかりとなそうとするのも想像に難くない。

また別の年にも彼らの接点が、南化の語録『虚白録』の一節「漢書記」<sup>(3)</sup>に見出せる。

此ノ前、漢ノ帝、紀、十一、卷余秘、<sup>(2)</sup>在シテ書、棚ニ而、禪、余遊シムルコト、目ヲ於此ノ書、中ニ者、有レ年ニ于

此ニ矣、夫レ此ノ書ノ之為ルヤ書也、<sup>(1)</sup> a 万里老、人ノ之ノ自、筆ニシテ而、老、人尋、常考ヘ、二史、記、通、鑑ノ之、文

ヲ、書シテ、<sup>(2)</sup> 其ノ首ヲニ、一、以テ精ニ、詳ニスノ句、読ヲ一也、不シテ從、レ師ニ而解クハ、惑ヲ者、此ノ一、書ヲリ也、豈ニ不シヤ

珍、貴セ乎、此ニ、<sup>(1)</sup> b 越、上、杉宰、相股、肱、臣直、江、氏城州ノ刺、史、者、余カ之方、外ノ旧、交ナリ也、自、<sup>(2)</sup> 卅

歳ノ頃、有、レ志シ、レ学ニ也、外遊ヒ、<sup>(1)</sup> 六、藝ニ、一、内行フニ、五、常ヲ、一、是ノ故ニ、計、<sup>(2)</sup> 二、国、事、<sup>(1)</sup> 一、則、<sup>(2)</sup> 尽シテ、力ヲ乎、溝、洫ニ

而立、<sup>(1)</sup> 二、夏、后ノ之、功ヲ、<sup>(2)</sup> 一、勤、<sup>(1)</sup> 二、家、業ヲ、<sup>(2)</sup> 一、則ノ設、<sup>(1)</sup> 二、礼、乎、庭、燎ニ、而、執、<sup>(2)</sup> 二、齊、桓ノ之、政ヲ、<sup>(1)</sup> 一、加、<sup>(2)</sup> 旃、趣、<sup>(1)</sup> 二、レ、敵ニ

則、軍、中、<sup>(1)</sup> 二、横、<sup>(2)</sup> 一、槩ヲ、<sup>(1)</sup> 賦、<sup>(2)</sup> 詩ヲ、<sup>(1)</sup> 楯、<sup>(2)</sup> 上ニ、磨、<sup>(1)</sup> 墨ヲ、<sup>(2)</sup> 作、<sup>(1)</sup> 二、文ヲ、<sup>(2)</sup> 于、<sup>(1)</sup> 武ニ、<sup>(2)</sup> 無、<sup>(1)</sup> レ、不、<sup>(2)</sup> 云、<sup>(1)</sup> 二、<sup>(2)</sup> 到、<sup>(1)</sup> 実ニ、<sup>(2)</sup> 出、<sup>(1)</sup> 群、<sup>(2)</sup> 拔、<sup>(1)</sup> 萃ノ、<sup>(2)</sup> 一、<sup>(1)</sup> 雄、<sup>(2)</sup> 士

ナリ也、誰、カ、<sup>(1)</sup> 二、嘉、<sup>(2)</sup> 尚、<sup>(1)</sup> 一、セ、乎、一、日、<sup>(1)</sup> 二、<sup>(2)</sup> 余、<sup>(1)</sup> 禪、<sup>(2)</sup> 寂ヲ、<sup>(1)</sup> 道、<sup>(2)</sup> 話、<sup>(1)</sup> 二、<sup>(2)</sup> 次、<sup>(1)</sup> 見、<sup>(2)</sup> 此ノ、<sup>(1)</sup> 書ヲ、<sup>(2)</sup> 有、<sup>(1)</sup> 心、<sup>(2)</sup> 膳ニ、<sup>(1)</sup> 写、<sup>(2)</sup> スルニ、<sup>(1)</sup> 之ヲ、<sup>(2)</sup> 一、余、<sup>(1)</sup> 感

シテ、<sup>(1)</sup> 二、<sup>(2)</sup> 其、<sup>(1)</sup> 志、<sup>(2)</sup> 道ニ、<sup>(1)</sup> 之、<sup>(2)</sup> 溶、<sup>(1)</sup> 一、投、<sup>(2)</sup> 二、<sup>(1)</sup> 之、<sup>(2)</sup> 刺、<sup>(1)</sup> 史ニ、<sup>(2)</sup> 一、数、<sup>(1)</sup> 日ノ、<sup>(2)</sup> 之、<sup>(1)</sup> 後、<sup>(2)</sup> 需、<sup>(1)</sup> 三、<sup>(2)</sup> 余、<sup>(1)</sup> 書、<sup>(2)</sup> セン、<sup>(1)</sup> コトヲ、<sup>(2)</sup> 一、<sup>(1)</sup> 此、<sup>(2)</sup> 書、<sup>(1)</sup> 来、<sup>(2)</sup> 由、<sup>(1)</sup> 一、<sup>(2)</sup> 辞、<sup>(1)</sup> スル、<sup>(2)</sup> ナハ、<sup>(1)</sup> 則、<sup>(2)</sup> 欠、<sup>(1)</sup> ク

朋、<sup>(1)</sup> 二、<sup>(2)</sup> 双、<sup>(1)</sup> 忠、<sup>(2)</sup> 愛、<sup>(1)</sup> 義ヲ、<sup>(2)</sup> 一、<sup>(1)</sup> 書、<sup>(2)</sup> シテ、<sup>(1)</sup> 梗、<sup>(2)</sup> ク、<sup>(1)</sup> 二、<sup>(2)</sup> 其ノ、<sup>(1)</sup> 請、<sup>(2)</sup> 一、<sup>(1)</sup> d 文、<sup>(2)</sup> 一、<sup>(1)</sup> 禄、<sup>(2)</sup> 乙、<sup>(1)</sup> 未、<sup>(2)</sup> 臘、<sup>(1)</sup> 月、<sup>(2)</sup> 中、<sup>(1)</sup> 瀚、<sup>(2)</sup> 日、<sup>(1)</sup> 華、<sup>(2)</sup> 園、<sup>(1)</sup> 虚、<sup>(2)</sup> 白、<sup>(1)</sup> 道、<sup>(2)</sup> 一、<sup>(1)</sup> 人、<sup>(2)</sup> 書、<sup>(1)</sup> ス、<sup>(2)</sup> 二、<sup>(1)</sup> 東、<sup>(2)</sup> 山、<sup>(1)</sup> 下、<sup>(2)</sup> 一、

ここから文祿四年（一五九五）に、南化のもとを訪れた直江が（b・d）、万里集九（一四二八〜？）の自筆本（a）で南化が珍重していた『前漢書』帝紀一二巻を閲覧した折、その書写を願いだした経緯が知られる（c）。

南化は、直江のみならず、甲斐の武田信玄、山内一豊父子、豊臣秀吉、五奉行の一人で京都所司代の要職を勤めた前田玄以とも交流があり、彼らに賛を賦すなど、当時の権力構造を成す中心人物らと深縁があった<sup>10</sup>。換言すれば、南化にとって直江との関係は、数ある交流の一部でしかないとも捉えられる。

だが、南化はこの時六十二歳、兼統は四十歳で、為政者・強者の立ち位置が激しく入れ替わる動乱期にあって、天正十六年の邂逅から十年以上、比較的安定した交流を写本の授受という形で保っていたことが窺えよう。こうした一連の交流の末期に位置づけられるのが、本稿の分析対象『文鑑』である。

### 三、『文鑑』の引用元

ここからは、『文鑑』本文の生成過程を明らかにする。

まず、『文鑑』に記される次の①～④の項目名及び識語が書写過程を詳らかにする上で手がかりとなり得よう。

- ① 「右、自策彦和尚秘本之中、抄出而書焉」
- ② 「虚白就南禅鉄叟和尚問文法」
- ③ 「四六之法、十段、江西和尚ノ口伝」
- ④ 「江西和尚蒲室四六講明口伝」

以下、これらを糸口として、引用元を比定し、どの程度の書写の質であるのか、またどのように室町末期の五山文

化継承の流れに位置づけられるのか、といった点を検討する。

### 三一、策彦周良の秘本―『卷而懐』との比較

最初に、①「右、自策彦和尚秘本之中、抄出而書焉」について検討する。

これは、『文鑑』冒頭の「藤氏字訓助字問答略」から「\*A」（本稿末尾の【附 参考資料】中の記号と対応）の内容までにかかり、この範囲が「策彦和尚秘本」からの抄出ということになる。これについて、岩本氏は「策彦周良の秘本とは、既知の策彦の著作である『蠡測集』、『策彦和尚筆記』、『策彦四六図』のいずれかであるか、それらと出所を同じくすると思われる。」<sup>(13)</sup>と指摘するものの、具体的な本文分析はなされていない。さらに、実際には岩本氏が推測した『策彦四六図』を除く二書には『文鑑』と一致する箇所は見出せなかつた<sup>(14)</sup>。では、「策彦和尚秘本」とは一体何を指すのか。

その問いに対する解決への糸口として、『卷而懐』なる写本一冊を参照したい。その概要は、既に牧田氏と柳田氏がまとめており<sup>(15)</sup>、以下、両氏の記述に導かれながら、該書の基本的な成立状況を整理する。

まず、書名下に

此冊ハ写ニ策彦和尚ノ四六文法等ノ秘本一

とあり、『卷而懐』もまた策彦の著作を書写したものと判明する。『文鑑』中の「策彦和尚秘本」や⑤⑥のような「四六

「文法」を扱う本として、比較的類似した性質の一書といえよう。

また、次の識語【Ⅰ】【Ⅱ】と書写奥書【Ⅲ】は特に注意される。

【Ⅰ】△右策彦和尚之秘本也。△右傍補入「南化国師」余幸借取于一方袍謄写之△右傍補入「妙心」玉鳳室中畢矣

△南化和尚秘甚<sub>矣</sub>予再三請而以写畢<sub>矣</sub>

南化叟

禹門叟

【Ⅱ】于慶長<sub>丁</sub>九月廿三日尾州熱田田中総持院於西窓下書之了〔印〕

【Ⅲ】此冊鏡清真跡矣乎／文明子誌之

【Ⅰ】からは、ここでも『卷而懐』の内容が策彦の秘本（イ本）に依ったことが指摘される。ついで、南化がその秘本を某僧（一方袍）から借り出し、妙心寺内で最も神聖な場とされる「玉鳳」なる場所で謄写（ロ本）したことが判明する。そしてのちに、南化が非常に大切に秘していた謄写本（ロ本）を「禹門叟」なる人物が、熱心に請願した末に書写（ハ本）したという。

ついで、【Ⅱ】では、禹門が書写した（ハ本）が、慶長十二年（一六〇七）に尾張国熱田田中町にあった妙心寺の末寺「総持院」<sup>(16)</sup>で写された（二本）と記される。【Ⅲ】において（二本）が「鏡清」なる者の真跡であることが「文明子」によって指摘される。

ここで重要なのは、『卷而懐』の書写過程に南化の関与が認められる点である。『文鑑』同様に、策彦和尚の秘伝が抄出され、同じ慶長期に伝承されていたことは、両本が極めて近い位相にあることを示唆している。

では、両本は具体的にどの程度の相関関係があるのか。次に示したのは『文鑑』の冒頭とそれに対応する『卷而懐』の該当箇所である。

『文鑑』

藤氏字訓助字問答略云、柳文云、

歟耶夫者、疑辞也、矣耳焉也者、決辞也、

柳文ハ柳子厚カ文也、乎ノ字、歟ノ

字、耶ノ字、哉ノ字、夫ノ字ハ、未シテ決疑ヲ

処ニ置字也、矣耳焉也者、決処ニ置也、

夫古文之助字ハ以テ論語ヲ為レ祖、余問何

以究ニ論語助字之大抵ヲ乎、答以ニ焉耳

乎哉四字ヲ究レ之、

引用の大枠は同じであるが、完全に一致しないことは明らかで、特に、傍線部は『文鑑』のみに見られる。傍線部では「柳文云」の「柳文」が唐宗八家の一人「柳子厚（柳宗元）」の「文」を略したものであることに加え、疑問を表す助字について、未だ決定していない事項を疑うときと、既に決した事項を疑うときのそれぞれについて、微妙なニュアンスの違いを詳細に説明している。ここから『文鑑』の本文は『卷而懐』に比して、非常に懇切丁寧に噛み砕かれた特徴を有するといえよう。このことは、次節で詳述するが『文鑑』の享受者に漢文作文の初心者を想定したものと推測される。また、次のA〜Hに示した通り、『卷而懐』には『文鑑』に見られない補入と訂正の痕跡を有する。

『卷而懐』

藤代家訓助字問答略云、柳文曰（左傍補入「云」）、乎歟耶

哉夫者、疑辞也、矣耳焉也者、決辞也、夫古文之助字以

ニ論語ニ為レ祖、問何ヲ以テ究（キツメメシヤ）ニ論

語助ノ字之大抵ヲ乎答以ニ焉耳乎哉ノ四字ヲ究レ之ヲ、

『文鑑』

- A 見虚字問答夫<sup>ハ</sup>見<sup>ニ</sup>字注<sup>ニ</sup>、礼日、右四字分別如是、
- B 兮<sup>ハ</sup>見<sup>ニ</sup>韻書<sup>一</sup>、歌行多用之、乎<sup>ハ</sup>語之余、
- C 此即則乃<sup>ノ</sup>三字不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>ハアル<sup>レ</sup>弁<sup>一</sup>セ、
- D 文章者詩賦銘頌箴贊謂之文也、
- E 一向<sup>ニ</sup>実<sup>レ</sup>ハ詩意卑俚也、
- F 宜如古詩雅頌作、行実之作当<sup>レ</sup>取<sup>ニ</sup>其人平生忠孝大節<sup>ヲ</sup>、云々作<sup>レ</sup>伝法亦然
- G 跋者取<sup>ニ</sup>古詩<sup>一</sup>狼跋<sup>ニ</sup>、其胡<sup>コシタクヒラ</sup>、立<sup>レ</sup>義、狼前<sup>ニ</sup>行則躡<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>胡<sup>一</sup>、跋語不可多云々說者則自出<sup>ニ</sup>已<sup>カ</sup>意<sup>一</sup>、横説堅説如韓文師説是也、
- H 遠者<sup>ハ</sup>以<sup>テ</sup>虚<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>虚、以<sup>レ</sup>実不<sup>レ</sup>実、虚<sup>一</sup>中作<sup>レ</sup>実<sup>ヲ</sup>、々中<sup>ニ</sup>作<sup>レ</sup>虚<sup>ヲ</sup>、只一向<sup>ニ</sup>虚<sup>レ</sup>ハ、詩意弱也、一向<sup>ニ</sup>実<sup>レ</sup>ハ、詩意卑俚也、以<sup>ニ</sup>深遠幽<sup>ノ</sup>微<sup>ノ</sup>之意<sup>一</sup>可作也、句法<sup>ハ</sup>者杜子美<sup>カ</sup>思友人云渭北春天樹江東日暮雲是<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>為<sup>レ</sup>法者也

『卷而懷』

- A 見虚字問答夫<sup>見字注、</sup>礼日、<sup>右傍補入「在カ」</sup>右四字分別<sup>左傍補入「別カ」</sup>如是、
- B <sup>左傍補入「前ノ下ニモアリ」</sup>兮<sup>ハ</sup>見<sup>ニ</sup>韻書<sup>一</sup>、私日歌行多用之、乎<sup>ハ</sup>語之余、
- C 此スナワチノ<sup>左傍補入「即則便」</sup>三字急々着取不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>弁<sup>一</sup>
- D 文章者詩賦銘頌箴讚<sup>右傍補入「予」</sup>即言謂之文也、
- E 一向<sup>右傍補入「句」</sup>向<sup>ニ</sup>実<sup>ナレ</sup>ハ詩ノ心卑俚也、
- F 宜<sup>レ</sup>如<sup>ニ</sup><sup>右傍補入「古」</sup>古詩雅頌作<sup>一</sup>、行実之作当<sup>レ</sup>取<sup>ニ</sup>其人平生忠孝大節<sup>ヲ</sup>、其余<sup>ノ</sup>小善寸尺之法宜<sup>ク</sup>略為<sup>レ</sup>人立<sup>レ</sup>言<sup>ヲ</sup>作伝法亦然
- G 跋者取<sup>ニ</sup>古詩<sup>一</sup>狼跋<sup>ニ</sup>、其胡<sup>シメクヒラ</sup>、立<sup>レ</sup>義、狼前<sup>ニ</sup>行則躡<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>胡<sup>一</sup>、跋語不可多則四虚語宜<sup>ク</sup>峻峭以其不可後加之意說者則自<sup>レ</sup>出<sup>ニ</sup>已<sup>カ</sup>意<sup>一</sup>、横説堅談其文祥臆抑揚無所<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>如韓文師説是也、
- H 遠者<sup>ハ</sup>以<sup>テ</sup>虚<sup>ヲ</sup>不<sup>レ</sup>虚<sup>ト</sup>、以<sup>レ</sup>実<sup>カ</sup>不<sup>レ</sup>実<sup>ト</sup>、虚<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>作<sup>レ</sup>実<sup>ト</sup>、々中<sup>ニ</sup>作<sup>レ</sup>虚<sup>ト</sup>、只一向<sup>ニ</sup>虚<sup>ナレ</sup>ハ、詩心弱シ、一向<sup>ニ</sup>実<sup>ナレ</sup>ハ、詩ノ心卑俚也、以<sup>ニ</sup>幽玄<sup>ノ</sup>意<sup>一</sup>可<sup>レ</sup>作<sup>レ</sup>先須<sup>レ</sup>煉<sup>レ</sup>字煉<sup>レ</sup>格<sup>一</sup>、心也、詩病者韵峻<sup>一</sup>其詩難説也古人云韵色不去而千首韵<sup>一</sup>而千首煉麻不而千首三千首之内達者ト可<sup>レ</sup>成奇言句亦出来也、<sup>「三字空き」</sup>句法者杜子美思友人云渭北春天樹江東日暮雲

例えば、A・Fの補入の結果は『文鑑』の本文と一致する。一方でB・C・D・Eの補入は『文鑑』本文と一致しない。つまり、『卷而懐』の書写者が対校本に使用したと思しい「X本」は、『文鑑』の本文系統とは別である可能性が浮上する。このことは、慶長期にいくつかの本文系統を持つ助字解説書が、流布していたことを示唆する。

なお、これらの補入は識語【I】にもあり、本文と同筆であることから、鏡清により慶長期に付されたと考えるのが自然であろう。

付言すれば、冒頭及びA～Hに示した以外の『卷而懐』の記述は、連続した抄出ではなく、【参考資料】に付した点線部を区切りとして、同書の異なる箇所から引用される。いずれにしても、およそ『文鑑』の八割の内容が<sup>10</sup>重なることから見ても、『文鑑』の成立過程を窺いうる資料として『卷而懐』は無視し得ない一書となる。

### 三―一、鉄叟和尚・月舟和尚・月溪和尚の伝承

次に、②「虚白就南禅鉄叟和尚問文法」について検討する。

これは「虚白」<sup>補七</sup>が南禅寺の「鉄叟和尚」に詩の文法について尋ね聞くと、鉄叟は「私が述べる内容は昔、月舟和尚から聞いたものである」と断わった上で、彼が月舟から聞き及んだことを書き留めた体裁をなす。鉄叟和尚とは、京都建仁寺・南禅寺の住持鉄叟景秀（一四九六～一五八〇）のことで、近江国永源寺の靈仲禅英（一三三〇～一四一〇）の法を嗣いだ室町末期の禅僧である。月舟和尚は、室町期の代表的な禅僧月舟寿桂（？～一五三三）で、遺稿も多い人物である。

次の表に示したのは、鉄叟が月舟から聞いたことを語る冒頭部分である。『卷而懐』のほか、『四六彙解』所収「裁

文作法<sup>〔8〕</sup>にも同様の記述が確認され、時代は下る資料だが、本文の相対化を図る上で有用と考え検討対象に加える。

『文鑑』

虚白就南禅鉄叟和尚問<sup>二</sup>文法<sup>一</sup>ヲ、叟曰、予昔聞<sup>二</sup>之<sup>一</sup>ヲ月舟和尚<sup>一</sup>焉字ハ、喻<sup>二</sup>礎石<sup>一</sup>ニ也、自下抱上也、然火上燃故受<sup>二</sup>上事<sup>一</sup>ヲ一処ニ置之也、而<sup>レ</sup>与<sup>レ</sup>髭同韵、髭<sup>ハ</sup>下<sup>ヘ</sup>垂<sup>ル</sup>故<sup>ニ</sup>自上事及<sup>レ</sup>下<sup>レ</sup>処用之、蓋<sup>ハ</sup>物<sup>ノ</sup>蓋<sup>フ</sup>タ也、器<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>蓋則不<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>其中<sup>一</sup>ノ物<sup>ヲ</sup>一、推<sup>レ</sup>之也、故推<sup>ス</sup>ニ量<sup>ス</sup>事<sup>ヲ</sup>一処ニ置字也、

『卷而懐』

焉<sup>ニ</sup>礎<sup>ノ</sup>石<sup>一</sup>ニ自下抱上也トス<sup>レ</sup>焉ト云<sup>レ</sup>処可用<sup>二</sup>然火<sup>一</sup>ハ上<sup>ヘ</sup>燃<sup>ル</sup>故受<sup>二</sup>上ノ事<sup>一</sup>ヲ一処置<sup>レ</sup>之也、而<sup>ハ</sup>与<sup>レ</sup>髭同<sup>一</sup>韵髭<sup>ハ</sup>下<sup>ヘ</sup>垂<sup>ル</sup>故<sup>ニ</sup>自上事及<sup>レ</sup>下<sup>レ</sup>之<sup>ニ</sup>用<sup>レ</sup>也、蓋物蓋<sup>ト</sup>也、器<sup>ニ</sup>有<sup>一</sup>フタ則不<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>其中<sup>一</sup>ノ物<sup>ヲ</sup>一、推<sup>レ</sup>之也、故<sup>ニ</sup>推<sup>ス</sup>ニ量<sup>ス</sup>事<sup>ヲ</sup>一之<sup>ニ</sup>処<sup>ニ</sup>置<sup>レ</sup>之、

『四六彙解』所収「裁文作法」

私曰焉<sup>ニ</sup>礎<sup>ノ</sup>石<sup>一</sup>自下抱上也、何<sup>ナ</sup>ントス<sup>レ</sup>焉ト云<sup>レ</sup>処<sup>ニ</sup>置<sup>ル</sup>字也然<sup>レ</sup>喻<sup>ハ</sup>火<sup>ハ</sup>上<sup>ヘ</sup>燃<sup>ル</sup>アカル故受<sup>二</sup>上之事<sup>一</sup>処<sup>ニ</sup>置<sup>レ</sup>也、而<sup>ハ</sup>与<sup>レ</sup>髭同韵、ヒケ<sup>ハ</sup>下<sup>ヘ</sup>タル物也故<sup>ニ</sup>自上事及<sup>レ</sup>下<sup>レ</sup>ノ処用之、蓋<sup>ハ</sup>物<sup>ノ</sup>フタ也、器<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>蓋則不<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>其中<sup>一</sup>ノ物推<sup>レ</sup>之也、故<sup>ニ</sup>事<sup>ヲ</sup>推量スル<sup>レ</sup>処<sup>ニ</sup>置<sup>ク</sup>

傍線部のように、誰が誰から何を伝え聞いたのかと記すのは『文鑑』のみで、他の二書にはこれらの作法を説いた具体的な人物名を記さない。「裁文作法」とは『策彦和尚四六図』と題した小目に収まるが、その内容は月舟の『蒲室疏抄』に見えるものと大同小異とされるものの<sup>〔9〕</sup>、北村氏が翻刻する「裁文作法」には該当箇所がない。

なお、これ以降【参考資料】中の波線部にあたる内容は、慶長三年に京都東福寺の住持となり、室町末期から江戸初期に『古文真宝抄』を手がけた月溪聖澄（一五三六―一六一五）から、南化が『蒲室集』講義の際に聞き及んだ内容にあたるという。しかし、現状、該当箇所は見出せない。

三一三、江西和尚の口伝

最後に、③「四六之法、十段、江西和尚ノ口伝」と④「江西和尚蒲室四六講明口伝」の引用箇所を検討する。

③④にみられる「江西和尚」とは、室町前期の禅僧江西竜派（二三七五～一四四六）のことで、建仁寺の一庵一麟（二三一九～一四〇七）の法を嗣いだのち、絶海中津（二三三四～一四〇五）に四六駢儷文を学んだ。

『文鑑』

凡啓割ハ、十対也、十二対十三対マテハ法也、十四十五ハ、無法度事也、  
 軽隔句ハ、上六字下四字也、重隔句ハ、上六字、下四字也、平隔句ハ、上下六字也、鈍隔句ハ、上三字、下九字、十字、十三字、五字也、蒙頭ニハ、肩ノ聲々ヲ、可調也、

『四六彙解』所収「江西和尚口伝承十段」

凡啓割ハ十対也、十二対十三対マテハ法也、十四十五ハ、無法度也、  
 蒙頭トハ、字称ニハ肩ノ声ヲ、可調也、  
 ※軽句ノ隔句ハ、上四字下六字是カ本也、マツ最初ニカイテ人ニミセバ軽ノ隔句ニ可有也、鈍ノ隔句ハ、上三字、下七八九字マテモ書也、是ハ今ハ不用也、密ノ隔句ハ上ハ前モ六字ノ句也、重隔句ハ、上六字下四字也、

『蒲室集抄』

軽ノ句隔句ハ上四字下六字コレカ本也、マツ最初ニカイテ人ニミセハ軽隔句ニ可書、  
 重ノ隔句ハ、上六字下四字ナリ、疎ノ隔句ハ上三字下ハ七字八字九字マテモカクナリ、是ハ今不用  
 密ノ隔句ハ上ハ七字八字九字マテモカク下ハ三字  
 平ノ隔句ハ上モ下モ六字ノ句ナリ

ここは、『卷而懐』にのみ収載がなく、右の通り『四六彙解』所収「江西和尚蒲室四六講明口伝」と『蒲室集抄』と

一部重なる。なお、『四六彙解』の「※」印以降は、傍線部の前に記される。

岩本氏は、『文鑑』のこの箇所は慶長四年の識語がかかる①と②の「伝授とは別時期に入手した資料にもとづくものとみられる。」と述べる。このことは、③の抄出母体に南化が関与した『卷而懐』に収載されていないことから、『文鑑』中の③については南化の伝授や著作とは関係が及ばない書の影響が考えられる。

ついで、④について考察する。

<p>『文鑑』</p> <p>江西和尚蒲室四六講明口伝          某ノ後ニ、隔句対ヲ、三対書サウ、          蒙肇ノ隔句対ノ外也、サリナカラ筆          カノナイ者カ、三対カケハ、ヨロメ          イテ、ワルウサウホトニ、大略ニ対          カイタガ、ヨイソ八字称ヨリ、後          ハ、八九対ニ過テハ、不<sub>レ</sub>可書、々          ハ、無法度事也、上ノ句ハ四字、或          ハ八字、或ハ六字、不用五字七字、          蓋詩ノ句ニ似タル故也、上ノ句四字          ナル則、下一句六字、或八字、他ハ          皆假サラヘレ之、蒙肇ニハ、時節ト、其          ノ事ニ、似合タル事、或ハ、総論          ヲ用也、疏ニハ、山門ニハ、祝語、          境致ヲ、用、凡有法者多也、</p>	<p>『蒲室集鈔』</p> <p>江西蒲室四六講時口伝          某ノ後ニ隔句対ヲ三対カキサウ、蒙          肇ノ隔句対ノ外也、サリナカラ三対          カケハ、筆力カナイ者ハ、ヨロメイ          テ、ワルウサウホトニ、大略ニ対カ          イタカヨウサウ、八字称ヨリ後八九          対ニ過テハ、不可書、カクハ無法度          ナコト也、</p>	<p>『四六彙解』</p> <p>江西和尚蒲室御講明四六口伝          八字称之後ニ、隔句対ヲ三対カキソ          ウ蒙頭ノ隔句対ノ外也、サリナカラ          筆力ガナイ者ガ、三対カケハ、ヨロ          メイテ、ワルソウホトニ、大略ニ対          ヲカイタガヨイソ八字称ヨ<sub>レ</sub>後八九          対ニ過テ不可書、自然書クハ無法度          ナリ</p>
---	--	---

（こ）は、『蒲室集鈔』③の中に収載される「江西蒲室四六講特口伝」と確かに一致する。ただし、多少の不一致は存し、例えば冒頭「其ノ後ニ」無法度ナコト也」までは『文鑑』と同じだが、傍線部は該当しない。

なお、『蒲室集鈔』は、その直前に軽隔句・重隔句・平隔についての文が続くが、それらの一文は【参考資料】波線部の後に行を空けたのちに散在して記述される。つまり、『文鑑』は項目の標題は合致するが『四六彙解』と『蒲室集鈔』から直接抄出した訳ではないといえよう。

さて柳田氏は、「策彦秘本というこの「卷而懐」にも、江西和尚蒲室四六講を引くところがあり、同じ系統の中にあることが知られる。この「卷而懐」は、おそらく策彦の四六図を伝えるものとしては、もつとも信憑し得るものであろうことは、上記のような南化の跋文のあることから察せられる。」と述べる。確かに『文鑑』の「江西和尚蒲室四六講明口伝」の一部は『卷而懐』のそれと重なるが、【参考資料】点線部は見出せない。つまり、柳田氏が信憑性の高いと伝える『卷而懐』所収の策彦四六図をそのまま『文鑑』の抄出母体と断じることはいきなりである。だが、『文鑑』の素性と学問の系統をある程度まで位置づける資料として有用といえよう。

ここまで、①～④の抄出元を検討してきた。もつとも、『文鑑』編纂にあたり、南化が直接的に引用した一書を比定できた訳ではないが、内容面においては、既存のいずれかの四六文に関わる記述から抄出再構成され、本書独自のものと呼べる文はなかったことが明らかとなった。

#### 四、『文鑑』編纂の目的

大枠としての『文鑑』の位相を整理する。そもそも、四六駢儷文に関わる作法書の伝播は、五山文学の隆盛期を担った絶海中津に端を発するものであり、その後の五山における形式的な作風を決定付けたとされる<sup>(21)</sup>。そうした風潮は、中世末期にあっても根強いもので、この時期は南化のような五山林下諸派が四六文伝播の役割を担っており、『文鑑』

成立もそうした流れに乗ったものといえよう<sup>(22)</sup>。また、『文鑑』には、月舟の『蒲室集注』と江西の四六文の講義が抄出されるが、このことは玉村氏の<sup>(23)</sup>、

尊経閣文庫蔵『贅頭箋注蒲室集』(室町末江戸初期写3冊)、足利学校遺蹟図書館蔵『蒲室集抄』(室町時代写4冊)は月舟寿桂の抄であるが、いずれも巻首近くに「江西蒲室四六講時口伝」をのせている。『蒲室集』の講義の場で、四六文の一般論も講ぜられたのである。

記述と照らし合わせても、『文鑑』の成り立ちに沿うものと首肯される。『文鑑』は大枠としては、五山林下諸派の隆盛・蒲室集と四六文が一体となった伝授様式を継承したものと位置づけられよう<sup>(24)</sup>。

しかしながら、三節で検証した通り、『文鑑』それ自体の内容は、基本的なもので、概ねは既存の諸説と重なり、特筆すべき内容はなかった。では、直江が助字・四六文の抄出に一定の関心を抱く事情はどこにあったのか。そこには直江の子息景明への学問教授の目的があったのではないか。

直江が南化に『文鑑』の書写を所望した慶長四年時、彼は六歳である(景明は慶長二十年に二十二歳で夭折)。第三節で述べたように、『文鑑』の冒頭は非常に噛み砕かれた記述であった。このことから、直江自身の学問研鑽のためというよりも、将来の景明のため南化に書写を依頼したと考えられないだろうか。

さらに、景明が『文選』に関心を示し、それに応じる形で直江が『文選』を江戸に送った、という経緯を記した書状(『上杉家文書』九〇〇号)が知られる。年次は未詳であるが、「重光」の署名から推察するに、慶長十三年以降の書状とみられている。景明の死没から逆算し書状の成立を下限に定めたとしても、十三歳であるが、この時期からの学問への本格的な興味に合わせて、直江が慶長四年時に所望した際に、手控えのような形で写していたものを、慶長十三年以降に『軍法』『秘伝集』と共に改めて、体裁を同じく仕立てて景明に継承しようとした可能性も考えられる。

すると、慶長四年の識語B以降にも、文章が途切れていなかったのは、改装時に⑤⑥の内容を追記したとすれば自然と言い難いのではないか。

### おわりに

以上、『文鑑』本文の生成過程の問題について、従来指摘されてきた策彦の著作のほか、南化が関与した『卷而懐』を検討に加えて考察してきた。その結果、室町末期にあつては、五山文化の継承にあたり欠かせない禅僧の伝を引くなど、それまでの学問の蓄積と連続性が意識された内容であつたが、独自の作法を生み出し、継承しようとする意識は希薄であることが明らかとなつた。また『文鑑』は、同じく南化が関与した『卷而懐』の文と極めて近似するが、それでも抄出元が判明しない箇所もあり、南化が特定の一書から抄出したのではなく、先人から聞書した内容と架蔵本から得た内容を混在させて武家に伝えていたことが窺えた。

このように『文鑑』の生成と享受のあり方を考察することは、中世末期から近世初期における五山文学終焉と呼ばれる時代の具体的な様相を考える上で重要な手掛かりを与えてくれるものと思われる。

しかし、全てが解き明かされた訳ではなく、比較すべき本文は無数にあり、その先後関係にも考察を及ぼせることが今後の課題となる。

[注]

- (1) 玉村竹二『五山文学』日本歴史新書、至文堂、一九五五年。
- (2) 拙稿「戦国期の詩歌百首…「亀岡文殊堂奉納詩歌百首」について」、『和歌文学研究』一一六号、二〇一八年六月、「連歌師紹巴と戦国武将…直江兼統宛「発句拔書」を中心に」、『連歌俳諧研究』一三八号、二〇二〇年三月。
- (3) 該書は、米沢市上杉博物館所蔵「国宝上杉家文書」九七〇号にあたり、東京大学史料編纂所編『大日本古文書家わけ第十二』上杉家文書之二（東京大学出版会、一九八一年）に「南化玄興文鑑写」として全文の翻刻が備わる。
- (4) 内田智雄編『米沢善本の研究と解題』臨川書店、一九五八年。
- (5) 岩本篤志『文鑑』と『軍法』〜直江兼統と漢籍〜（矢田俊文『直江兼統』高志書院、二〇〇九年所収）。
- (6) 『新纂禅籍目録』（駒澤大学図書館、一九六二年）参照。『本朝文鑑』は江戸中期の俳人支考の編。
- (7) 『大日本古文書』はこれら三部を「直江重光ノ自筆ニカ、ル」と伝える。
- (8) 『蠹測集』（統群書類従・巻九五七・書陵部蔵本）、『策彦和尚筆記』（書陵部蔵本…一一一・一六〇）、『策彦四六図』（北村澤吉『五山文学史稿』富山房、一九四二年）参照。その他、策彦の著作と伝わる『詩聯診解』（堀川貴司『五山文学研究…資料と論考』笠間書院、二〇一五年）なども一致しない。
- (9) 前掲注2参照。
- (10) 市立米沢図書館データベース『古文真宝後集抄』（AA13900↓）参照。
- (11) 南化玄興撰・玄喬校『虚白録』卷之三「記」、宝暦三年（一七五三）刊（京都大学貴重資料デジタルアーカイブ…

谷村文庫、1-25/キ/9 参照。

(12) 脇坂玄淳「南化玄興の行実を『虚白録』に見る」(『禅文化研究所紀要』二八号、二〇〇六年)。

(13) 前掲注5 同書。

(14) 前掲注8 参照。

(15) 東京大学史料編纂所所蔵『卷而懐』(貴重書、写本、請求記号:〇一三九一〇画像参照)。書名の由来は『論語』衛の靈公(第十五・六・子曰直哉史魚章)の一節「邦無道則可卷而懐之(邦に道無ければ則ち巻きて之を懐にすべし)」に依拠したとされ、君子遽伯玉が、国に道があれば出て仕え、国に道がなければすぐに才能を巻いて引つ込めたという賢明さに基づき、伝授された四六作法などをひけらかすことなく、大切に学ぶという意を込めたとされる。書誌をはじめ、牧田諦亮『策彦入明記の研究 下』(法蔵館、一九五九年)、柳田征司「策彦周良の手になる片仮名交リゾ体の資料について」(『国文学攷』七二号、一九七六年)に詳しい。表紙のウラ側には「(勢州/阿會) 片山寺蔵書」の印があるという。

(16) 『名古屋市史』社寺編(中部経済新聞社、一九六八年(復刻版))に、「総持院は瑞現山と号す、南区熱田旗屋町の東側に在り、境内は四百九十坪一合一勺あり、三等地にして妙心寺の末寺なり、もと熱田田中町(今自休寺の地)に在り」とある。

(17) 本文の比較検討にあたっては、ハ・ヲ・カなどの送り仮名の有無及び、「ノ」を「之」、「ハ」を「者」と表記する違いなどは問わない。

(18) 国立国会図書館蔵『四六彙解 貞』第四冊(821-23)(宝永六年祖璠写) 参照。

(19) 前掲注8 北村氏同書。

(20) 早稲田大学蔵「蒲室集鈔」(ハ050102)、天文二年(一五三三) 牧雲子写、第1冊7コマ目「江西蒲室四六講特口伝」参照。

(21) 「絶海が留学からもたらしたものは、この新しい作風と四六疎の格正しい作法であったと思われる。(中略)そして、その影響・遺風によって、五山の詩が、次第に純文学的傾向を採るに至ったことと、四六疎の技法を広く伝播したこととの二つは、以後室町中期の終りまで、五山の作風の発展を決定したといつてよい。」奈良岡康作「五山文学」(岩波講座『日本文学史』第六巻、岩波書店、一九五九年)。

(22) 玉村竹二『日本禅宗史論集 一之下』(思文閣、一九七九年)に「林下の諸派の隆盛という現象は、中世末期の一特質」とある。

(23) 前掲注1同書。

(24) 牧田氏は「五山文学の全く衰えたとも称される徳川初期に、なおかくの如く転々と写伝していることは、この書の内容が僧人にとって有用であったことをもものがたっている。」と述べる。

「付記」資料の閲覧・翻刻・写真掲載の御許可を賜りました米沢市上杉博物館、東京大学史料編纂所に篤く御礼申し上げます。なお、本研究はJSS科研費(研究活動スタート支援 JP22K20018)・研究代表(川崎美穂)の助成を受けた成果の一部である。

附 参考資料

【凡例】

- 一、底本は米沢市上杉博物館蔵『文鑑』（国宝「上杉家文書」九七〇号）を用いた。
- 二、本文に施された朱書きは、読点を除いて省略した。
- 三、意図的な改行は踏襲したが、行移りは底本に従わず追い込みで表記した。なお、改丁は（一オ）のように示した。
- 四、原則として異体字、略字は通行の字体を用いたが、一部底本の表記をそのまま用いた場合もある。
- 五、合字「ㄗ・合略字「ㄛ」は、それぞれ「コト」・「シテ」に表記を改めた。
- 六、カナは右下に小さく寄せてある場合と、漢字に比してやや小さくしている場合とに区別した。

①藤氏字訓助字問答略云、柳文云、乎歟耶夫者、疑辞也、  
矣耳焉也者、決辞也、

柳文ハ柳子厚カ文也、乎ノ字、歟ノ

字、哉ノ字、夫ノ字ハ、未<sub>シテ</sub>決疑<sub>フ</sub>

処<sub>ニ</sub>置字也、矣耳焉也者、決<sub>レ</sub>処<sub>ニ</sub>置也、

夫古文之助字<sub>ハ</sub>以<sub>テ</sub>論語<sub>ヲ</sub>為<sub>レ</sub>祖、余問何以究<sub>ニ</sub>論語助

字之大抵<sub>ニ</sub>乎、答以<sub>ニ</sub>焉耳（一オ）乎哉四字<sub>ヲ</sub>究<sub>レ</sub>之、

問皇侃曰、送句也、如何、答云、凡虚字<sub>ハ</sub>者矣<sub>ノ</sub>字是也、

矣<sub>ノ</sub>字者不<sub>ス</sub>決<sub>レ</sub>前<sub>ヘテ</sub>不<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>後<sub>ヘテ</sub>、絶<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>語<sub>ヲ</sub>不<sub>レ</sub>使<sub>シ</sub>  
テ<sub>ニ</sub>之<sub>ヲ</sub>蔓<sub>レ</sub>延<sub>セ</sub>也、見<sub>ニ</sub>虚字問答<sub>ニ</sub>今<sub>ノ</sub>之四字<sub>ハ</sub>者或<sub>ハ</sub>語<sub>ノ</sub>之  
余<sub>リ</sub>、或<sub>ハ</sub>生<sub>レ</sub>後<sub>ヘテ</sub>、或<sub>ハ</sub>足<sub>ニ</sub>句<sub>ノ</sub>意<sub>ノ</sub>所<sub>ヲ</sub>不<sub>レ</sub>足、或<sub>ハ</sub>合  
シテ<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>事<sub>ノ</sub>脉<sub>ヲ</sub>不<sub>レ</sub>中<sub>ニ</sub>断<sub>レ</sub>絶<sub>上</sub>、故云、送<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>句<sub>ヲ</sub>也、  
送<sub>レ</sub>之句<sub>ト</sub>云、非也、問云、焉字如何、（一ウ）答焉而<sub>ハ</sub>不<sub>レ</sub>決、  
故曰、語余<sub>ニ</sub>而<sub>ス</sub>生<sub>レ</sub>後<sub>ヲ</sub>問、其證如何、答云、或<sub>ハ</sub>乞<sub>レ</sub>  
醢<sub>ヲ</sub>焉<sub>ト</sub>乞<sub>テ</sub>諸<sub>ニ</sub>其<sub>ノ</sub>隣<sub>ニ</sub>而<sub>ス</sub>与<sub>フ</sub>之是也、問有<sub>リヤ</sub>黨<sub>ノ</sub>字<sub>ニ</sub>乎、  
答云、如<sub>ニ</sub>之諸<sub>ニ</sub>已<sub>レ</sub>而<sub>ノ</sub>一<sub>レ</sub>者皆其黨也、此四字置<sub>ニ</sub>之句中<sub>ニ</sub>

則不黨、置之末<sup>ニ</sup>一則皆然矣、問其證何耶、答云、時習之山川其舍諸、室是遠而不<sup>レ</sup>(二才)レ可<sup>ク</sup>レ尚<sup>ハ</sup>己之類是也、問以<sup>レ</sup>二決而不<sup>レ</sup>決之字<sup>ヲ</sup>一、置<sup>ニ</sup>之大篇末<sup>ニ</sup>一、何耶、答正諸志焉記之類皆決而不決故也、有口伝、問、耳字如何、答、即<sup>ニ</sup>上句<sup>一</sup>而受于下如<sup>ニ</sup>耳之在三頭一面<sup>ニ</sup>一、無黨字、問、而已者豈不黨乎、答、非也、而已者而後已也、是決也、雖然置焉耳(二ウ)則与而已黨、謂之決文之辭、見虚字問答、問、乎字如何、答、疑而淺也、見字注、問、有<sup>ニ</sup>黨字<sup>一</sup>乎、答、如歟耶則其黨与同<sup>シ</sup>、問、哉字如何答疑而決也、乎哉兩字者同功一体乎哉云則如<sup>ニ</sup>問而答<sup>ルカ</sup>一、哉字者大疑小決也、問有黨乎、答如<sup>ニ</sup>也夫<sup>一</sup>(三才)則其黨也、見虚字問答夫<sup>ハ</sup>見<sup>ニ</sup>字注<sup>ニ</sup>一、礼曰、右四字分別如是、今則帰<sup>ニ</sup>于也之一字<sup>ニ</sup>一、成二字則也耶也、然則内決而外疑之字也、疑則皆即<sup>ツツ</sup>上句<sup>ニ</sup>一、故謂<sup>ニ</sup>之助字<sup>ト</sup>一矣、予按虚字問答、説論之或之所論蓋以<sup>テ</sup>之也之兩字<sup>ヲ</sup>一為<sup>ス</sup>古文塩梅<sup>ト</sup>一云々、(三ウ)宛転反覆之間、筆之所涉、詞之所滞、味之所<sup>レ</sup>不足<sup>ラ</sup>、意之所<sup>レ</sup>不至<sup>、</sup>以<sup>ニ</sup>之<sup>ノ</sup>字<sup>ヲ</sup>一合焉、以<sup>ニ</sup>也字<sup>ヲ</sup>一決<sup>シテ</sup>分<sup>ツ</sup>焉<sup>ヲ</sup>一則勢如<sup>レ</sup>破<sup>ルカ</sup>竹<sup>ヲ</sup>、而後以<sup>テ</sup>二矣<sup>ノ</sup>字

ヲ一決断、而其次之破句転句不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>レ無<sup>クシ</sup>ハ<sup>ニ</sup>千一鈞ノ力量<sup>一</sup>、若唯摸<sup>ニ</sup>索故人<sup>ヲ</sup>一無自己<sup>ノ</sup>所<sup>レ</sup>得如<sup>レ</sup>至<sup>ニ</sup>之也矣焉之開合<sup>ニ</sup>一、如<sup>ニ</sup>驩一騶之捕<sup>ルカ</sup>一(四才)レ鼠<sup>ヲ</sup>耳<sup>ノ</sup>ミ、何以取<sup>レ</sup>焉蔵六子云、夫<sup>ハ</sup>語<sup>ハ</sup>端<sup>ハ</sup>辭<sup>也</sup>、又語<sup>ハ</sup>已<sup>ハ</sup>辭<sup>ナリ</sup>、吾<sup>レ</sup>已<sup>ハ</sup>矣夫柳曰、疑辭也、又有<sup>ニ</sup>所指之辭<sup>一</sup>、夫<sup>ハ</sup>三子也、其<sup>ハ</sup>語<sup>ハ</sup>端<sup>ハ</sup>辭<sup>ナリ</sup>云々、又指物之辭、於<sup>ハ</sup>語<sup>ノ</sup>助也、之<sup>ハ</sup>語<sup>ノ</sup>助也、諸之也又疑辭也、有諸又語助、日居月諸而語助、語室是遠而又因辭、又抑辭又発端(四ウ)之辭、兮<sup>ハ</sup>見<sup>ニ</sup>韻書<sup>一</sup>、歌行多用之、乎<sup>ハ</sup>語之余、上句之余声也、又極辭、一<sup>ニ</sup>ハ<sup>一</sup>曰疑辭也舒辭也、与及也歟<sup>ハ</sup>見<sup>ニ</sup>韻書俗以為語末辭也、又歟辭經伝通作<sup>レ</sup>与<sup>ト</sup>、耶<sup>ハ</sup>未定之辭、哉<sup>ハ</sup>君子哉若人是為<sup>ニ</sup>間隔之辭<sup>ト</sup>柳曰、疑辭也、矣<sup>ハ</sup>語<sup>ハ</sup>已<sup>ハ</sup>詞也、大沢之字、(五才)耳<sup>ハ</sup>語<sup>ハ</sup>已<sup>ハ</sup>也、焉<sup>ハ</sup>見<sup>ニ</sup>韻書<sup>一</sup>、語終也、小決之字也、語之余也、助<sup>ニ</sup>辭<sup>ノ</sup>終<sup>ラ</sup>一也、爾言之助也、詞之必然也、已<sup>ハ</sup>止也此也、甚也、説也、語終辭也、然<sup>ハ</sup>語辭決辭、即<sup>ハ</sup>今也、半也、当也、則助辭、然後之辭、行有余力則以<sup>テ</sup>学文、乃<sup>ハ</sup>迺同、曳<sup>レ</sup>詞<sup>ヲ</sup>之難也、春秋<sup>ニ</sup>、難辭(五ウ)繼事之辭、々之後也、便<sup>ハ</sup>安也、習也、宣也、此即則為<sup>レ</sup>三字不<sup>レ</sup>可<sup>ク</sup>

不<sup>シ</sup>弁<sup>ル</sup>、

②夫序者次序之語也、前之說ハ勿<sup>レ</sup>施<sup>レ</sup>後<sup>ニ</sup>、々說勿<sup>レ</sup>施<sup>レ</sup>スコト前<sup>ニ</sup>、其ノ語ノ次一第不<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>顛倒ス、故ニ次<sup>ニ</sup>第<sup>ニ</sup>其語一曰序、尚書ノ序詩ノ序、古今作序々大格様也、書ノ序首言画<sup>ハ</sup>封書契之始<sup>ニ</sup>、(六才)次言<sup>ニ</sup>皇墳帝典三代之書、及夫子定<sup>レ</sup>書之由<sup>一</sup>、又次言<sup>ニ</sup>秦亡漢興之事也詩序首<sup>ニ</sup>言六義之始<sup>一</sup>、次言<sup>ニ</sup>變風變雅之作<sup>一</sup>、又言<sup>ニ</sup>二南王化之<sup>一</sup>、因一也、

夫記者、所<sup>レ</sup>以記<sup>ニ</sup>日月之遠近工費之多少王佐之姓名<sup>一</sup>、叙事如<sup>ニ</sup>書史之法<sup>一</sup> (六ウ)也、尚書顧命篇是也、叙事之後、略作<sup>ニ</sup>識論<sup>一</sup>以結之然不多、蓋記者以備<sup>フ</sup>不<sup>ル</sup>忘也、

銘者字從<sup>レ</sup>金<sup>ニ</sup>、喻如金玉、一字泛甲善為文者宜如<sup>ニ</sup>古詩雅頌作、行実之作当<sup>レ</sup>取<sup>ニ</sup>其人平生忠孝大節<sup>一</sup>云々、作<sup>レ</sup>伝法亦然、(七才)跋者取<sup>ニ</sup>古詩<sup>ニ</sup>狼跋<sup>ニ</sup>、其胡<sup>一</sup>、立<sup>レ</sup>義狼前<sup>ニ</sup>、行則躡<sup>ニ</sup>其<sup>一</sup>胡<sup>一</sup>、跋語不可多云々、

說者則自出<sup>ニ</sup>己<sup>一</sup>意<sup>一</sup>、横說堅說、如<sup>ニ</sup>韓文師說是也、  
文筆者詩賦銘頌箴贊謂之文也、詔筆移檄章奏書啓謂之筆、

(七ウ)

③詩者有四法、四格、六義、前実、後虚、後実、前虚、四実、四虚之体矣、四法者 起<sup>トハ</sup>、又云、気意高遠<sup>ニシテ</sup>而悠々トシテ可<sup>レ</sup>作<sup>ニ</sup>時ノ景<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>作<sup>ニ</sup>時ノ体<sup>一</sup>、承<sup>トハ</sup>、要<sup>ニ</sup>從容<sup>一</sup>、不<sup>レ</sup>離<sup>ニ</sup>其題<sup>一</sup>寄意也、

甚深遠長<sup>ニシテ</sup>味<sup>イ</sup>不<sup>レ</sup>盡<sup>サ</sup>様<sup>ニ</sup>可<sup>レ</sup>作<sup>ニ</sup>之<sup>一</sup>、(八才)四格<sup>ハ</sup>者、題目<sup>其題ノ儘可<sup>レ</sup>作<sup>也</sup></sup>、破題<sup>其題意趣ヲ可<sup>レ</sup>破<sup>心</sup>ヲ本<sup>ニ</sup>シテ可<sup>レ</sup>作<sup>、</sup>譬喻</sup>、審其題以<sup>レ</sup>喻<sup>ヲ</sup>作<sup>也</sup>、述懷<sup>寄<sup>ニ</sup>其題<sup>一</sup>述<sup>ニ</sup>我情思<sup>ヲ</sup>、又文章<sup>ニモ</sup>可有此意也、</sup>六義者風<sup>寄<sup>レ</sup>物直<sup>ニ</sup>言<sup>レ</sup>而作<sup>之</sup>賦詩注賦之言鋪也、直鋪<sup>ニ</sup>陳<sup>スル</sup>其事<sup>ヲ</sup>一也、</sup>比<sup>比<sup>レ</sup>物作也</sup>、興<sup>興<sup>ニ</sup>時ノ景氣ヲ其儘作<sup>レ</sup>之也、</sup>(八ウ)

雅能々合<sup>ニ</sup>法度<sup>一</sup>句道ノ儘作<sup>レ</sup>之也、頌<sup>其德ヲ或ハ顯<sup>シ</sup>、或ハ誇<sup>テ</sup>作<sup>也</sup>、有口伝也、広勻歌也、又周礼太師注、頌<sup>ハ</sup>誦也、誦<sup>ニ</sup>今之德<sup>一</sup>、広以美之也、</sup>

前実 是皆八句之中ノ事也、前<sup>ニ</sup>一句作<sup>ニ</sup>時ノ景<sup>一</sup>者前実也、  
後実 後<sup>ニ</sup>一句寄物作<sup>ル</sup>曰後虚也、  
後実 前虚 反<sup>シテ</sup>ニ上<sup>ニ</sup>体<sup>ニ</sup>一作<sup>レ</sup>之、四実中四句皆作<sup>ニ</sup>時ノ景<sup>一</sup>也、四虚中四句皆作<sup>ニ</sup>我情思<sup>一</sup>也、(九才)

遠者<sup>ハ</sup>以<sup>テ</sup>虚<sup>ラ</sup>不<sup>レ</sup>虚、以<sup>レ</sup>実<sup>不<sup>レ</sup>実</sup>、虚<sup>一</sup>中作<sup>レ</sup>実<sup>ヲ</sup>、々中  
 作<sup>レ</sup>虚<sup>ヲ</sup>、只一向<sup>ニ</sup>虚<sup>レ</sup>ハ、詩意弱也、一向<sup>ニ</sup>実<sup>レ</sup>ハ詩意卑  
 也、以<sup>ニ</sup>深遠幽微<sup>ノ</sup>之意<sup>一</sup>可作也、句法<sup>ハ</sup>者杜子美<sup>カ</sup>思友人  
 云渭北春天樹江東日暮雲是可為法者也、

\* A

識語 A ①右、自策彦和尚秘本之中、(九ウ)抄出而書焉、

④②虚白就南禅鉄叟和尚問<sup>ニ</sup>文法<sup>ヲ</sup>、叟曰、予昔聞<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>、  
 月舟和尚<sup>ニ</sup>、

焉字喻<sup>ニ</sup>礎石<sup>一</sup>也自下抱上也、然火上燃故受<sup>ニ</sup>上事<sup>一</sup>一処  
 置之也、而<sup>ハ</sup>与<sup>レ</sup>髭同韵、髭<sup>ハ</sup>下<sup>ヘ</sup>垂<sup>ル</sup>故<sup>ニ</sup>自上事<sup>及</sup>下処  
 用之、蓋<sup>ハ</sup>物<sup>ノ</sup>一蓋也、(十才)器<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>盖則不<sup>レ</sup>知<sup>ニ</sup>其中<sup>ノ</sup>  
 物<sup>一</sup>、推<sup>レ</sup>之也、故推<sup>ス</sup>量事<sup>一</sup>一処<sup>ニ</sup>置字也、

苟<sup>ハ</sup>容易<sup>ノ</sup>義也、頗<sup>ハ</sup>十物六七<sup>ノ</sup>方<sup>ヲ</sup>云也、尊乎哉盛也、

哉ナト、重<sup>ラ</sup>書<sup>ク</sup>コト<sup>ハ</sup>深<sup>ク</sup>褒<sup>ル</sup>ノ辞也、又虚白就<sup>ニ</sup>月溪和尚<sup>一</sup>

聞<sup>ニ</sup>蒲室之講<sup>一</sup>時云、而<sup>ハ</sup>ホウヒゲ而トト也、ホウヒゲハ

人ノ頭ト、(十ウ)アギト、ノ間ニアル物也、而<sup>ハ</sup>文<sup>ノ</sup>上

下ノ間<sup>ニ</sup>置字也、

原<sup>一</sup>夫 大凡<sup>ハ</sup>夫梅<sup>ハ</sup>者夫松<sup>ハ</sup>者ナト、書<sup>ハ</sup>、皆大文ノ

書<sup>キ</sup>出也、文<sup>ハ</sup>短ケレトモ大文ノ体也、

某分者 某少年ナト、書<sup>ハ</sup>小序也、文<sup>ハ</sup>長クトモ小序ノ  
 体也(十一才)蘇太史曰、黄太史曰、ナト、書<sup>ハ</sup>、人證  
 ト云也、詩カ語カヲ発端<sup>ニ</sup>書出<sup>シテ</sup>、其人ノ手<sup>ニ</sup>合<sup>フ</sup>ヤウ<sup>ニ</sup>書  
 フ句證ト云也、然則末ノカキトメヤウ有口伝也、三步<sup>一</sup>  
 顧五歩<sup>一</sup>顧<sup>ト</sup>書<sup>ク</sup>、散文ヲ長ク書<sup>ク</sup>分別也、

狼跋<sup>訖</sup>九狼跋<sup>ハ</sup>美<sup>ニ</sup>周公<sup>ヲ</sup>一也、周公(十一ウ)撰<sup>レ</sup>政、遠  
 クハ四国流言<sup>シ</sup>、近クハ則王不<sup>レ</sup>知、周大夫美<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>コトヲ<sup>レ</sup>失<sup>ニ</sup>  
 其ノ聖<sup>ヲ</sup>一、狼跋<sup>ニ</sup>其ノ胡<sup>一</sup>載<sup>ス</sup>寔<sup>ニ</sup>其尾<sup>ニ</sup>一、云々、

識語 B [四行分の空白](十二才)

右、予禅定之余、問取先輩而録之而、成小卷秘在匣中矣、  
 依直江城州太守之所望、手書以投贈太守之麾下、

峇慶長四年、暮春日

虚白拙叟(十二ウ)

⑤③四六之法、<sup>十段</sup>江西和尚ノ口伝

一、蒙頭<sup>ニ</sup>ハ、隔句ヲ用也、輕隔句ヲ為<sup>レ</sup>好、然<sup>トモ</sup>、不<sup>レ</sup>  
 守<sup>ニ</sup>一隅<sup>一</sup>也、

- 二、結句ハ、直対也、此下<sup>ニ</sup>、共<sup>一</sup>惟ノ二字数ヲ、書也、  
 三、八字称ハ、凡四書一対ヲ、本トス、  
 四、師承、隔句一聯、但シ対<sup>ニハ</sup>、其人ノ事ヲ（十三才）  
 書ヲ、本トス、  
 五、和句ハ、直対也、和句ハ、二対<sup>モ</sup>、一対<sup>モアリ</sup>、又無<sup>モ</sup>、  
 一体也、  
 六、実録ノ隔句ヲ、一聯書ス、其人、師承ナケレハ、前  
 ノ師承ノ処<sup>ニ</sup>、実録ヲ書<sup>キ</sup>、此ニハ、縁語ヲ、可<sup>レ</sup>書也、  
 七、又直対アリ、無トモ、不苦也、是モ（十三ウ）、和  
 句ト云也、和句トハ、上下ノ理ヲ和シアワスルニ依テ云  
 也、大事ノ物也、  
 八、自、叙直対一対、凡八字ヲ、本トス、  
 九、隔句前ハ、自叙、后ハ、其人ノ事ヲ以テ、対スル也、  
 十、祝語モ、直対也、凡此分也、此外、色々体多也、（十四  
 才）  
 凡啓劄ハ、十対也、十二対十三対マテハ法也、十四十五  
 ハ、無法度事也、輕隔句ハ、上四字下六字也、重隔句ハ、  
 上六字、下四字也、平隔句ハ、上下六字也、匱隔句ハ、

上三字、下九字、十字、十三字、五字也、蒙頭ニハ、肩  
 ノ声々ヲ、可調也、（十四ウ）

④ 江西和尚蒲室四六講明口伝、

其ノ後ニ、隔句対ヲ、三対書サウ、蒙肇ノ隔句対ノ外也、  
 サリナカラ筆力ノナイ者カ、三対カケハ、ヨロメイテ、  
 ワルウサウホトニ、大略二対カイタガ、ヨイソ、八字称  
 ヨリ、後ハ、八九対ニ過テハ、不<sup>レ</sup>可書、々ハ、無法度  
 事也、

上ノ句ハ四字、（十五才）或ハ八字、或ハ六字、不用五  
 字七字、盖詩ノ句ニ似タル故也、上ノ句四字ナル則、下  
 一句六字、或八字、他ハ皆假<sup>ナラハ</sup>之、蒙肇ニハ、時節<sup>ト</sup>、其  
 人ノ事ニ、似合タル事、或ハ、総論ヲ用也、疏ニハ、山  
 門ニハ、祝語、境致ヲ、用、凡有法者多也、（十五ウ）